

## 春日井市DV対策関係機関連絡会議要綱

### (設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス被害者への支援について、関係機関との連携による支援体制の充実を図るため、春日井市DV対策関係機関連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、ドメスティック・バイオレンス被害者への支援のあり方の検討及び情報交換並びに連絡調整を行う。

### (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関の職員をもって組織する。

### (会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて健康福祉部地域共生推進課長が招集する。

2 連絡会議は、必要があると認めるときは、前条に定める者以外の者を出席させることができる。

### (実務者会議)

第5条 連絡会議に、具体的な事例検討及び情報交換を行うため、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、別表に掲げる機関の実務者をもって組織し、必要に応じて開催する。

3 実務者会議は、必要があると認めるときは、連絡会議に属していない関係機関等に協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議において定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年2月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機 関
名古屋法務局春日井支局
愛知県春日井警察署
愛知県春日井保健所
愛知県尾張福祉相談センター
愛知県春日井児童相談センター
春日井市社会福祉協議会
春日井市